



会長 熊谷敏明
 幹事 菅原慶一
 会報 氏家良典 江川元徳
 佐藤幸一 飯塚仁哉
 例会場 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327
 例会日 毎週木曜日 12:30~13:30
 事務所 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327

第2569回例会 2016. 10. 20 No.13

本日の出席率

・本日の出席率 92.85%

ニコニコボックス

- ・菅原慶一幹事 及川富男会員のスピーチ、楽しみにしています。
 - ・佐藤早智子会員 誕生祝いありがとうございました。
 - ・及川富男会員 本日、三回目のスピーチです。拙い話ですがよろしくお祈りします。
 - ・鈴木彦太会員 及川富男会員のスピーチ参考にします。ご活躍の程ご期待申し上げます。
 - ・布施孝之会員 及川富男会員のスピーチに期待して。
 - ・村上武彦会員 及川富男会員のスピーチに期待して。
 - ・佐藤幸一会員 及川富男会員のスピーチ、大いに期待申し上げます。
 - ・飯塚仁哉会員 ハンサムタワーで、のっほのサリーこと及川富男会員の経理に関する話、参考にさせていただきます。
 - ・江川元徳会員 毎日秋晴れ、冬来ないで下さい。
 - ・菅野幸一郎会員 10月10日に静岡県駿東郡にある米山梅吉記念館を見学し、記帳して参りました。全国から貸切バスで見学に来られていました。本日のスピーカー及川富男会員に、ご期待致します。
 - ・菅原文之会員 及川富男会員のスピーチに期待して。
 - ・遠藤光則会員 及川富男会員のスピーチ楽しみに!!
 - ・猪股育夫会員 及川富男会員のスピーチに期待して。先週は、有意義な職場訪問でした。及川昭宏委員長お疲れ様でした。
 - ・佐々木崇会員以下、及川富男会員のスピーチに期待。山田直志会員 佐竹孝行会員 佐々木源悦会員 岩淵正彦会員 小泉洋会員 高橋利光会員 及川昭宏会員 小野寺伸浩会員 岩淵栄市会員 佐藤充彦会員
- 以上、ありがとうございました。

会長要件 高橋利光副会長

まず始めに、熊谷敏明会長よりお預かりしたメッセージを読みあげます。

「本日は、全国燃料協会の研修会出席のため欠席させていただきます。この会は、川崎大師ロータリークラブ第28代会長の遠藤悦弘氏が会長をなさっており、会員の中にも多くのロータリアンがいます。川崎大師ロータリークラブ40周年記念式典の時に、お声をかけていただき、当クラブ50周年記念パーティの席で入会が決定したという経緯があり、それ以来研修会には毎年参加させていただいております。

そういう訳で、大変申し訳ございませんが、本日の会長要件は、高橋利光副会長にお願い致しました。」

先週の職場訪問例会には大勢の方にご参加をいただき、誠にありがとうございました。職業奉仕委員長の及川昭宏会員はじめ、委員会のメンバーには改めて御礼を申し上げます。大変お世話になりました。

10月10日(月)、盛岡で第2520地区「クラブ奉仕・会員増強・職業奉仕合同セミナー」が開催されました。濱守豊秋ガバナーからは、この2520地区において4ヶ月間で56人の新入会員があり喜ばしいことですが、今後とも気を緩めることなく会員増強に取り組んでほしいとの要望がございました。また、来年アトランタで行われる国際大会の登録者数が、目標としている数にはるかに達しないので、できるだけ多くのロータリアンに登録して参加してほしいとのことでした。セミナーでは、ロータリークラブの知名度がかなり低いのが現状であり、社会に対して素晴らしいことを行っている団体なので、地域のFM放送や新聞・放送局などのメディアを活用して、積極的に広報活動をしてほしいとのことでした。さらには、ロータリークラブの変革の必要性も訴えておられました。大原則である「ロータ

リーの目的」や「四つのテスト」に関わるものは変更できませんが、ロータリーの組織や例会の持ち方、事業の見直しなど現状にあったものに変えていくことが重要であると話されておりました。

10月18日(火)には、南方仮設住宅で「お別れ会」がございました。自治会会長の宮川安正さん(地域善行者として当クラブが表彰)は、仮設で過ごした5年半の数々の思い出をお話しになり、胸が詰まる思いがいたしました。その中でもとりわけ強調されたのは、登米市や地域の皆さん、そして、多大なる支援をいただいた方々への感謝の念でした。南三陸町最大の仮設である南方仮設住宅には、最大で350世帯700~800人にのぼる避難者の方々が住んでいたとのことでした。人間として、ロータリアンとして、これからも必要に応じて何らかの支援を続けられればと、痛感いたしました。

幹事報告 菅原慶一幹事

- ・ガバナーエレクト事務所より
次年度地区組織役員・委員の就任依頼
猪股育夫会員 第5分区ガバナー補佐

各委員会報告

- ・国際奉仕委員会(佐藤早智子委員長)
西門RC50周年及び国際大会(アトランタ)への参加者を募集しております。多くの参加をお待ちしています。

今週のスピーチ

及川富男会員

前回は、税務調査が行われる法的な根拠や、調査の種類、どんな会社が調査に選定されるか、調査に来る調査官の資質やその能力などについてお話ししました。

今日は、帳簿を調べて利益を計算するという原則とは違う課税の方法についてお話してみたいと思います。

- ・所得税法第156条《推計による更正又は決定》
- ・法人税法第131条《推計による更正又は決定》

税務署長は、その者(社)の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその者(社)の所得金額を推計して更正又は決定することができる。

○「申告納税制度」~「シャープ勧告」

第二次世界大戦終了後、日本における税制と税務行政の確立を図るため、昭和24年にコロンビア大学の経済学教授カール・サムナー・シャープが税制視察団長として来日した。そして、その勧告により、申告納税制度を基本とし、その申告水準向上のため青色申告制度や納税貯蓄組合制度などの導入につながった。

○「けんこうさあん」~健康茶庵?

その昔、個人事業者は、帳簿をつけないでハンコだけ持って、手ぶら同然に確定申告に訪れて申告し

ていったようです。そこで、税務署は、業種ごと、地域ごとに何件も調査をして、その業種ごとの特定の比率を算定して、所得を推計したようです。「権衡査案」とは、権がはかりの重さで、衡がさおの意味だそうです。

○「農業標準」

また推計計算は「農業標準」ということでも行われました。農業所得計算は、今では、完全に収支計算を行って所得申告を行っていますが、ついこの前までは、1反歩あたりの所得はいくらだから2町歩だといくらになるという申告でした。これは、税務署が管内の標準となる田んぼの坪刈調査を何ヶ所も行って収穫量を把握し、経費もこれくらいかかるとい平均を計算していたものです。

○「調査の手引書?」

何種類もの業種を取り上げて、取引の流れや製造の過程、使う材料の種類や量、利益の幅など事細かに記載された、いわば税務署の「虎の巻」です。

○「情報公開法」の成立~平成11年5月施行

○税務調査に非協力な方々に対する調査

さて、税務調査では、皆さんのような税に対する理解がある方だけではありません。税務署では、そのような方の申告をそのままにしておけないため、調査を行う必要がありました。少し前までは、所得金額の「推計課税」を行う事案が多数発生していました。

○青色申告をしている同業者の抽出

青色申告をしている同業者の申告から、平均値(同業者比率)を求めて、基本となる材料代から売り上げはいくらになるか、所得と納税額はいくらになるかを計算する。

○「更正・決定」

所得税法や法人税法による「推計による更正又は決定」

○思い出深い調査

調査先の基本となる仕入れがわからない~どうなる?

○「消費税導入後の調査の変化」

消費税は、お客から預かった消費税から自分が払った消費税を引いて計算されますが、払った消費税は相手方の所在地、氏名、金額を帳簿等に記載して、請求書・領収書等を保存していなければ認められない規定となっています。それは、帳簿への記載や帳票類の保存があっても、税務署の担当者が確認できる場合に認められるもので、担当者に見せない場合は、帳簿等の保存がないものとして課税処分が行われることとなります。そのため、ある段階で帳簿書類を提示しなければならなくなり、税務調査が少しはキッチンとできるようになってきました。

真面目な納税者の方がいっぱいいるので、その方たちのためにも税務調査がキッチンとできるようになってきました。(以下紙面の都合上割愛)